

お客様各位

平成 28 年 12 月
株式会社 東洋
TEL : 075-501-6616

平成 29 年度 償却資産（固定資産税）申告での確認事項について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

減価償却 R4(インターKX 減価償却 R4/減価償却顧問 R4/減価償却応援 R4)につきましては、Ver. 16. 20 で償却資産（固定資産税）申告への対応を一部行いました。旧減価システム（インターKX 減価償却、減価償却応援）は、今回バージョンアップがありませんので、減価償却システムで償却資産（固定資産税）申告を行う場合の確認事項等についてご連絡いたします。

敬具

1. 【電子申告】減価償却 電子申告用プログラム (e1)の公開について

<減価償却R4>

平成29年1月5日(木)に、Ver. 16. 2. e1を公開します。

<旧減価システム（インターKX減価償却、減価償却応援）>

電子申告を行う場合、減価償却システムの電子申告対応版プログラムは、Ver. 15. 0. e1を使用してください。電子申告プログラム本体の改版対応版と一緒に、平成29年1月5日(木)に公開します。

2. 【電子申告】償却資産申告書項目設定での電子申告用コード設定について

電子申告を行う場合は、償却資産申告書項目設定（[導入]→[償却資産申告書項目設定]）で、提出地区ごとに「提出先市町村コード」「提出先区・市町村コード」を設定する必要があります（電子申告を行わない場合は、設定の必要はありません）。

◆宮城県富谷市に申告（電子申告）する場合

平成 28 年 10 月の市制施行により、宮城県黒川郡富谷町は富谷市になりました

<減価償却 R4>

減価償却 R4 Ver. 16. 2 で宮城県富谷市の対応をしています。

<旧減価システム（インターKX 減価償却、減価償却応援）>

旧減価償却システムでは償却資産申告書項目設定の電子申告用コードの選択肢には、富谷市は表示されません。

宮城県富谷市に申告（電子申告）する場合は、直接該当コードを入力してください。

[導入]→[償却資産申告書項目設定]

償却資産申告書項目設定	
10 宮城県富谷市 地区(C)	資産の所在地: (1) 登録(N)
宮城県富谷市長	(2) キャンセル
	(3)
所有者コード:	借用資産: 無 会社情報(I)
	貸主の名称等: (1) 印刷パラメータ(P)...
	(2)
事業開始年月: 年 月	事業所用家屋の 登録(H)
短縮耐用年数の承認: 無	
増加償却の届出: 無	
非課税該当資産: 無	
課税標準の特例: 無	
特別償却又は圧縮記帳: 無	
税務会計上の償却方法: 定率法	
電子申告用	
提出先市町村コード: 04216	都道府県で検索: 〇
提出先区・事務所コード: 001	

宮城県富谷市に申告に電子申告する場合、直接次のコードを入力してください。

- 提出先市町村コード : 04216
- 提出先区・事務所コード : 001

3. 中小企業等の固定資産税の軽減措置（平成28年度税制改正）について

<減価償却R4><旧減価システム（インターKX減価償却、減価償却応援）>共通 改正内容の概要：

中小企業者等が平成28年7月1日以降に取得した一定の機械装置(※)について、固定資産税（償却資産税）が3年度分、2分の1に軽減されます。

一定の機械装置(※)・・・次の条件に該当する機械装置

- ・取得価額が1台160万円以上（新品取得）
- ・販売開始から10年以内
- ・旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上

なお、本特例を適用するには、経営力向上計画を策定し、国の認定を受ける必要があります。

システムでの設定方法：

軽減措置適用期間中の該当資産は、償却資産設定画面（資産登録画面の[償却資産設定]）で「課税標準の特例率」に「1/2」と設定します。

（「課税標準の特例率」の設定値は、翌期更新で繰越されます）

資産登録画面の[償却資産設定]

償却資産設定		確定(K)
償却資産申告種類:	機械及び装置	キャンセル
固定資産税耐用年数:	入力 <input type="text" value="5"/>	
	<input type="checkbox"/> 耐用年数改正あり	
平成28年度評価額:	入力 <input type="text"/>	ヘルプ(H)
平成28年度地区(C):	0001 東京都目黒区	
平成29年度評価額:	入力 <input type="text" value="1,467,000"/>	
価額の修正金額:	<input type="text"/>	
課税標準の特例率:	入力 <input type="text" value="1"/> / <input type="text" value="2"/>	
種類別明細書(増加資産・全資産用)		
摘要:	<input type="checkbox"/> 翌期更新時クリアする	
種類別明細書(減少資産用)		
減少前数量:	入力 <input type="text" value="1.00"/>	減少数量: 入力 <input type="text" value="1.00"/>
減少前取得価額:	入力 <input type="text" value="1,800,000"/>	減少取得価額: 入力 <input type="text" value="1,800,000"/>
<input type="checkbox"/> 明細行に出力しない		
摘要:	<input type="checkbox"/> 翌期更新時クリアする	

4. 税務代理権限証書の対応について

今年1月の償却資産申告から個人番号・法人番号の記載が必要になり、ほとんどの提出先市町村において税理士が個人の申告書を紙で提出する際に、税務代理権限証書などの代理権確認書類の提出が義務付けられました。

<減価償却R4>

Ver. 16.2以降で、償却資産申告書への添付を目的とした地方税用の税務代理権限証書の出力に対応しました。提出先（償却資産申告書の提出地区）ごとに出力することができます。

<旧減価システム（インターKX減価償却、減価償却応援）>

旧減価システム（インターKX減価償却、減価償却応援）では、「税務代理権限証書」の対応は行いません。「税務代理権限証書」の添付を必要とされる場合は、減価償却R4へコンバートをおすすめします。

減価償却R4 Ver. 16.2へのコンバートは、R4コンバーターVer. 3.70（11/30公開済）より対応しています。コンバートできるデータの対象は、旧減価システム（インターKX減価償却、減価償却応援）のVer. 14.0、Ver. 15.0となります。

以上、よろしくお願いたします。